



|  |  |
|--|--|
|  | <p>(8) 刑事事件の指導及び公判対応に関すること。</p> <p>(9) 通信傍受に関すること。</p> <p>(10) 通訳人の運用に関すること。</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課及び所の所掌に属しないこと。</p> |
|--|--|

第3条の表国際捜査課の項を次のように改める。

|       |  |
|-------|--|
| 国際捜査課 | <p>(1) 国際犯罪捜査の企画指導及び情報の収集・分析に関すること。</p> <p>(2) 国際犯罪捜査に関すること。</p> <p>(3) 国際捜査共助に関すること。</p> <p>(4) 伏木富山港周辺地区の治安対策に関すること。</p> |
|-------|--|

別表第1黒部警察署の部を次のように改める。

|       |                     |  |
|-------|---------------------|--|
| 黒部警察署 | 三日市交番<br>黒部市三日市     | 天池、石田野、荻生（通称中上野、西上野及び東上野に限る。）、北新、吉城寺、栗寺、新天、新堂、新牧野、高橋、天神新（通称町堀切を除く。）、中野、中野道、中山、堀切（富山地方鉄道本線以東の区域（通称町堀切を除く。）に限る。）、堀切新、前沢、牧野、枕野、三日市、宮沢、宮野、本野、山田新 |
|       | 生地警察官駐在所<br>黒部市飯沢   | 飯沢（主要地方道魚津・生地・入善線の以西の区域に限る。）、生地、生地芦区、生地芦崎、生地飯沢、生地経新、生地神区、生地中区、生地山新、生地吉田、生地吉田新、轟下、中新（あいの風とやま鉄道線以西の区域に限る。）                                     |
|       | 田家警察官駐在所<br>黒部市田家新  | 阿古屋野、吾妻野、荒町、犬山（通称荒町ニュータウンに限る。）、鏡野、窪田、窪野、神谷、田家新、田家野、田家角内、山田   |
|       | 若栗警察官駐在所<br>黒部市若栗   | 大越野、荻生（通称中上野、西上野及び東上野を除く。）、荻生新、熊野、五郎八、舌山、長屋、若栗   |
|       | 東布施警察官駐在所<br>黒部市釈迦堂 | 阿朴、阿弥陀堂、池尻、内生谷、尾中、尾山、笠破、嘉例沢、三ヶ山、釈迦堂、田粳、中陣、福平、別所、朴谷、柳沢  |
|       | 石田警察官駐在所<br>黒部市正光寺新 | 生地四ツ屋新、石田、石田新、犬山（通称荒町ニュータウンを除く。）、岡、経立野、正光寺新、新町、立野、天神新（通称町堀切に限る。）、浜石田、堀切（富山地方鉄道本線以東の区域（通称町堀   |

|                        |  |
|------------------------|--|
|                        | 切を除く。)を除く。)、山立野  |
| 大布施警察官駐在所<br>黒部市金屋     | 植木、金屋、北野、杳掛、栃沢、中新(あいの風とやま鉄道線以西の区域を除く。)、古御堂、堀高  |
| 村椿警察官駐在所<br>黒部市吉田      | 荒俣、飯沢(主要地方道魚津・生地・入善線以西の区域を除く。)、板屋、大開、黒部新、四ヶ開、出島、飛驒、吉田、六天   |
| 東山警察官駐在所<br>黒部市宇奈月町浦山  | 宇奈月町浦山、宇奈月町大谷、宇奈月町下立、宇奈月町熊野、宇奈月町鶏山、宇奈月町小寺澤、宇奈月町栃屋、宇奈月町長坂野  |
| 愛本警察官駐在所<br>黒部市宇奈月町愛本新 | 宇奈月町愛本新、宇奈月町明日、宇奈月町内山、宇奈月町音澤、宇奈月町栗虫、宇奈月町土山、宇奈月町中谷、宇奈月町中ノ口、宇奈月町舟見、宇奈月町舟見明日音澤、宇奈月温泉、宇奈月町黒部、黒部奥山(池の平山頂上、鹿島槍岳頂上を結ぶ直線から黒部川下流区域)、黒部峡谷口 |

別表第2を次のように改める。

| 警察署    | 名 称・位 置                 | 警 備 区   |
|--------|-------------------------|---|
| 黒部警察署  | 宇奈月温泉警備派出所<br>黒部市宇奈月温泉  | 内山財産区のうち鋌ヶ岳、烏帽子岳、音沢財産区のうち下の廊下及び黒部川流域沿いの支溪谷(音谷、弥太蔵谷、森石沢等)、黒部奥山国有林のうち僧ヶ岳、越中駒ヶ岳、清水岳、旭岳、杓子岳、鑓ヶ岳、不帰ノ嶮、唐松岳、大黒岳、白岳、五竜岳、鹿島槍ヶ岳 |
| 上市警察署  | 室堂警備派出所<br>中新川郡立山町芦峯寺   | ブナ坂外第11国有林のうち立山、真砂岳、奥大日岳、雷鳥沢、室堂平、浄土山、地獄谷、天狗平、五色ヶ原   |
|        | 劔沢警備派出所<br>中新川郡立山町芦峯寺   | ブナ坂外第11国有林のうち別山、劔御前岳、劔岳、三の窓、仙人山、劔沢、真砂沢、二股   |
|        | 馬場島警備派出所<br>中新川郡上市町伊折深谷 | 上市町伊折のうち馬場島、小又川、大熊山、東仙人外第9国有林のうち西大谷山、立山川、東大谷、早月尾根、池の谷、小窓尾根、大窓、白萩川、青砂外第30国有林のうち赤谷山、ブナクラ谷、猫又山、細蔵山                       |
| 富山南警察署 | 富山空港警備派出所<br>富山市秋ヶ島     | 富山市秋ヶ島のうち富山空港の存する区域   |



管 理 規 程

富山県企業局組織規程の一部を改正する管理規程を公表する。

令和5年3月10日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県公営企業管理規程第1号

富山県企業局組織規程の一部を改正する管理規程

富山県企業局組織規程（平成元年富山県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

| 課     | 係及び班                  |
|-------|-----------------------|
| 経営管理課 | 管理係 経営係 管財係           |
| 電気課   | 発電管理係 土木管理係 新エネルギー開発班 |
| 水道課   | 業務係 建設維持係 設備係 機能維持推進班 |

附 則

この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。

(企・経営管理課)

公 告

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和5年3月10日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス米島店 高岡市米島字表向801番1 他
- 2 店舗を設置する者 株式会社コスモス薬品

- 
- 3 店舗において小売業を行う者 株式会社コスモス薬品
  - 4 新設の日 令和5年10月1日
  - 5 店舗面積の合計 1,351㎡
  - 6 店舗の施設の配置に関する事項
    - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地東側／49台
    - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物北東側／20台
    - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南東側／32㎡
    - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内南東側／12.1㎡
  - 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
    - (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時及び午後9時45分
    - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
駐車場／午前8時30分～午後10時
    - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 3箇所／敷地北・東側
    - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
  - 8 届出の日 令和5年2月28日
  - 9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課
  - 10 縦覧期間 令和5年3月10日から令和5年7月10日まで
  - 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
  - (2) (1)の事項の公表の可否
  - (3) 当該店舗の名称及び所在地
  - (4) 意見及びその理由
-

**大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和5年3月10日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地  
クスリのアオキ大光寺店 魚津市大光寺字坊丸1150番 他
- 2 店舗を設置する者 株式会社クスリのアオキ
- 3 店舗において小売業を行う者 株式会社クスリのアオキ
- 4 新設の日 令和5年11月1日
- 5 店舗面積の合計 1,305m<sup>2</sup>
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地東・南側／49台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物東側／15台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南側／40m<sup>2</sup>
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物南側／6.78m<sup>3</sup>
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時及び翌午前0時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分～翌午前0時30分
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所／敷地東側
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時～午後10時
- 8 届出の日 令和5年2月28日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課
- 10 縦覧期間 令和5年3月10日から令和5年7月10日まで

## 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由